



法人税の基礎

2016年10月24日

税理士 岡田慎

プロフィール

1997年 4月 某米菓製造・販売会社 入社

2001年 4月 同社 退社

2001年 8月 税理士試験 酒税 ⇒ 不合格 【目標：2年か3年で合格】

2002年 8月 税理士試験 簿記・財務諸表論・相続税 ⇒ 財務諸表論合格 【目標：来年から2年で合格】

2002年10月 某会計事務所 入所

2003年 8月 税理士試験 簿記・相続税・酒税 ⇒ 簿記論合格 【目標：とりあえず5科目合格レベルに達する】 ※2004年1月結婚

2004年 8月 税理士試験 法人税・相続税 ⇒ 不合格 【目標：まずあと1個受かる ← 所長曰く、大学院という手もあるよ】

2005年 8月 税理士試験 法人税・相続税 ⇒ 不合格 【目標：なんとか1個受かる ← 所長曰く、だから大学院という手もあるよ】

2006年 8月 税理士試験 法人税・酒税・固定資産税 ⇒ 酒税合格 【目標：やっぱり数うちゃ当たる ← 所長曰く おめでとう】

2007年 8月 税理士試験 法人税・固定資産税 ⇒ 不合格 【目標：なんとか法人税だけ ← 所長曰く、そろそろ大学院受けなさい】

2008年 4月 立教大学大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程前期課程 入学

2008年 8月 税理士試験 法人税・固定資産税 ⇒ 不合格 【目標：あわよくば官報 ← 所長曰く、いい加減仕事に集中しなさい】

2010年 3月 立教大学大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程前期課程 卒業

2011年 1月 税理士試験 免除

2014年 10月 税理士登録・独立開業

2016年10月 現在に至る（満42歳）

法人税とは①

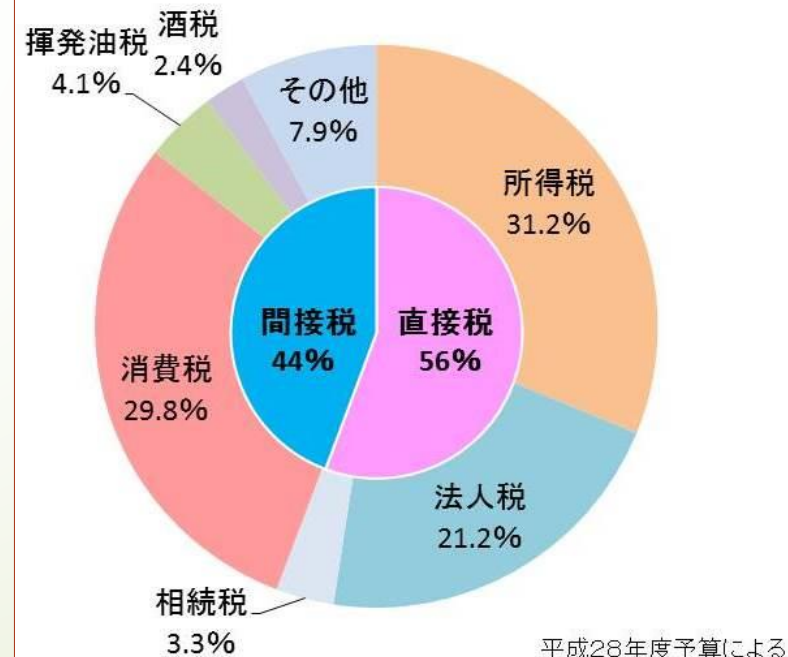
※日本税理士連合会 租税教育講義用テキスト2016より抜粋

- ・**直接税** … 所得や財産などの担税力を直接の標識(表現)と考えられるものを対象として課される租税。累進的といえます。
- ・**間接税** … 消費や取引など担税力を間接的に推定させる事実を対象として課される租税。比例的ないし逆進的といえます。

■ 我が国における直接税と間接税の割合

以前は、国税、地方税ともに直接税が中心になっていましたが、近年、直接税と間接税の割合は均衡しつつあります。直接税と間接税の割合を「**直間比率**」といいます。

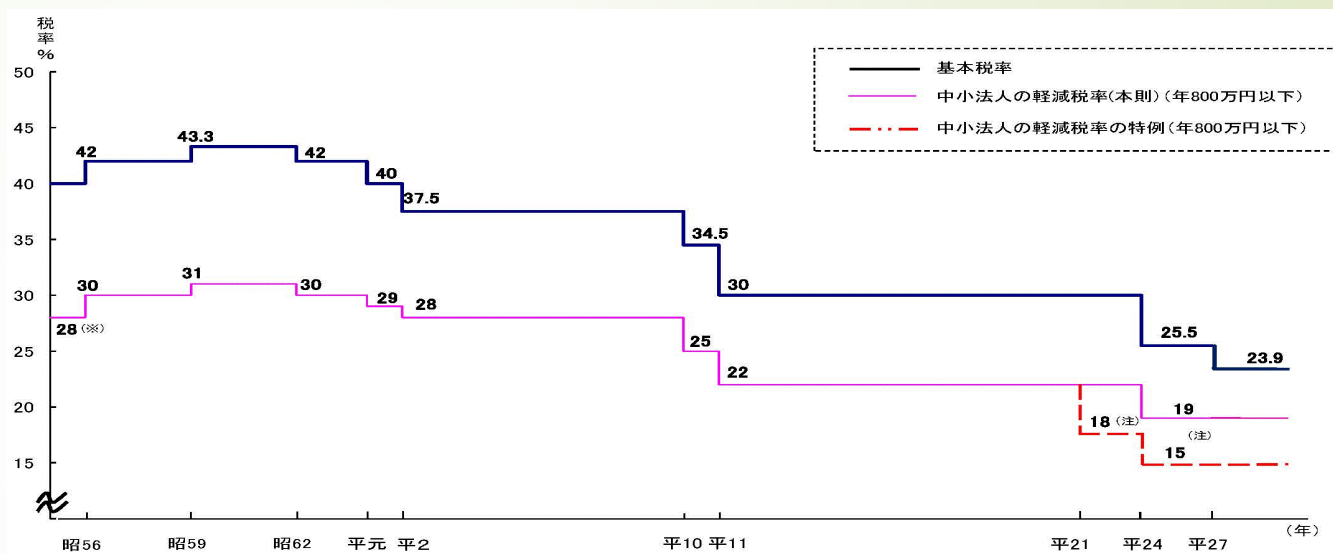
直接税中心主義は、脱税の誘因になりやすいが、間接税は低所得者にとって、収入に対する負担の割合が高くなるという「**逆進性**」の問題があります。



法人税とは②

※日本税理士連合会 租税教育講義用テキスト2016より抜粋

・法人税率の推移



出典：財務省HP「法人税など（法人課税）に関する資料（平成27年5月末現在）」

・最新の法人税率

区分		法人税率	地方法人税率
適用関係		平28.4.1から開始する事業年度	
中小企業、一般社団法人等及び 人格のない社団等	年800万円以下の部分	15%	法人税率の 4.4%
	年800万円超の部分	23.4%	
中小法人以外の普通法人		23.4%	
一般社団法人等以外の公益法人等、協同組合等及び特 定の医療法人(一定の法人を除く)	年800万円以下の部分	15%	
	年800万円超の部分	19%	

法人税とは③

※日本税理士連合会 租税教育講義用テキスト2016より抜粋

・ 納税義務者

納税義務者の区分		課税所得の範囲
内国法人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人 (人格のない社団等を含む)	全ての所得(全世界所得) ※ただし外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その95%相当額を益金不算入。
外国法人	内国法人以外の法人 (人格のない社団等を含む)	国内源泉所得のみ

・ 法人税の申告

- ◆法人税確定申告書の提出期限: 原則として各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内
- ◆申告書記載事項: 法人名、納税地、代表者名、事業年度、所得金額又は欠損金額、税額
- ◆添付書類: 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書、事業概況書

・ 法人税の納付

確定申告書の場合の法人税の納付期限は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内。

法人税とは④

※日本税理士連合会 租税教育講義用テキスト2016より抜粋

・所得計算

会計の利益は収益から費用を控除して計算しますが、法人税の所得は益金から損金を控除して 計算します。

$$\text{益金} - \text{損金} = \text{課税所得}$$

収益と益金、費用と損金はそれぞれ近い概念ですが、計算目的が異なるため実際には一致しません。一部で収益となっても益金とならないものや、費用・損失となっても、損金に含むことができないものがあるのです。従って、会計の利益から法人税の所得へ修正する必要があります。 **※益金算入・益金不算入・損金算入・損金不算入**

・税額計算

計算した所得に基づいて、その所得に法人税率を乗じて税金を計算します。その際、特例によって 控除する金額や加算する金額について調整を加えたり、中間申告などで前払したりしている法人税 などがあれば控除し、控除額が大きい時は還付されます。

$$\text{課税所得} \times \text{法人税率} - \text{各種税額控除} - \text{法人税の中間納付分} = \text{納付税額}$$

法人税とは⑤

・税務調整

企業会計上の金額を、税法規定の手続きに従って加算・減算を行い調整することを「**税務調整**」といいます。さらに「税務調整」は、確定した決算で処理を行わなければ認められない「**決算調整**」と確定した決算では要求されないが、確定申告書の段階で調整する「**申告調整**（必須調整及び任意調整）」とがあります。

・決算調整

減価償却資産の償却費の損金算入、繰延資産の償却費の損金算入、少額な繰延資産の損金算入、一括償却資産の損金算入等

・申告調整(必須)

還付金等の益金不算入、役員賞与の損金不算入、寄附金の損金不算入、交際費等の損金不算入、法人税額等の損金不算入、減価償却の償却限度超過額の損金不算入、青色申告に係る繰越欠損金の損金算入等

・申告調整(任意)

受取配当等の益金不算入、所得税額及び外国税額の税額控除、試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除等